

## 議案第 10 号

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 8 年 2 月 20 日提出

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鴨川市小湊さとうみ学校の設置及び管理に関する条例（令和 3 年鴨川市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 交流棟の表備考第 2 号中「本市に住所を有しない者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を除く。以下「市外利用者」という。）」を「本市に住所を有する者（市内の事業所又は事務所に勤務する者及び市内の学校に通学する者を含む。以下「市民」という。）及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改め、同表備考第 3 号中「市外利用者」を「市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改め、別表第 1 の 2 体育館の表備考第 1 号中「市外利用者」を「市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改め、別表第 1 の 3 フットサルコート of 表備考第 1 号中「市外利用者」を「市民及び勝浦市に住所を有する者以外の者」に改め、同表備考第 4 号中「市外利用者以外の者」を「市民及び勝浦市に住所を有する者」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の別表第 1 の規定は、この条例の施行の日以後に許可を受ける鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料について適用し、同日前に許可を受けた鴨川市小湊さとうみ学校の利用に係る使用料については、なお従前の例による。